別記第５号様式－２

簡易専用水道（特定建築物に該当する施設）検査依頼書

年　　月　　日

登録検査機関名

　　　　　　　　様

住所

設置者

氏名

（法人にあっては，その名称および代表者）

連絡先　電話　　　－　　　　番

水道法第３４条の２第２項に基づく検査を受けるため,簡易専用水道の管理の状況を示す書類を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物の名称 |  |
| 建築物の所在地 |  |
| 建築物環境衛生管理技術者氏名 |  |
| 免許番号 |  |
| 直営・委託の別（○で囲む） |  |
| 建築物の用途 |  |
| 受水槽の有効容量 | ｍ３ | 高置水槽の有効容量 | ｍ３ |
| 水槽の清掃の実施年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 清掃実施業者名 |  |
| 水質検査実施年月日（検査機関名） | 項目　　　　　年　　月　　日（　　　　　　　　） |
| 項目　　　　　年　　月　　日（　　　　　　　　） |

別記第５号参考様式－３（第５の２関係　検査項目及び判定基準）

簡易専用水道の管理状況

別表第１　施設及びその管理の状況に関する検査　　　　　　　　　受水槽　・　高置水槽　　用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 検査事項 | 判定基準 | 管理状況 |
| １ | 水槽の周囲の状態 | ・点検・清掃・修理等に支障のない空間が保たれている。・清潔であり,ゴミ,汚物等が置かれていない。・水槽周辺にたまり水湧水等がない。 |  |
| ２ | 水槽本体の状況 | ・点検・清掃・修理等に支障のない形状である。・亀裂し,又は漏水している箇所がない。・雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がない。・水位電極部,揚水管等の接合部が固定され,防水密閉されている。 |  |
| ３ | 水槽上部の状態（２に掲げるものを除く） | ・水槽上部は水たまりができない状態であり,ほこりその他衛生上有害なものが堆積していない。・水槽のふたの上部には他の設備機器等が置かれていない。・水槽の上床盤の上部には水を汚染するおそれのある設備,機器等が置かれていない。 |  |
| ４ | 水槽内部の状況（２に掲げるものを除く） | ・汚泥,赤さび等の沈殿物,槽内壁又は内部構造物の汚れ,塗装の剥離等が異常に存在しない。・掃除が定期的に行われている事が明らかである。・外壁の塗装の劣化等により光が透過する状態になっていない。・当該施設以外の配管設備が設置されていない。・流入口と流出口が近接していない。・水中及び水面に異常な浮遊物質が認められない。 |  |
| ５ | 水槽のマンホールの状態 | ・ふたが防水密閉型のものであって,ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであり,点検等を行う者以外の者が容易に開閉できないものである。・マンホール面は,槽上面から衛生上有効に立ち上がっている。 |  |
| ６ | 水槽のオーバーフロー管の状態 | ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態である。・管端部の防虫網が確認でき,正常であること。また,網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。・管端部と配水管の流入口等とは直接連結されておらず,その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。 |  |
| ７ | 水槽の通気管の状態 | ・管端部からほこりその他衛生上有害なものが入らない状態である。・管端部の防虫網が確認でき,正常であること。また,網目の大きさは虫等の侵入を防ぐのに十分なものであること。・通気管として十分な有効断面積を有するものであること。 |  |
| ８ | 水槽の水抜管の状態 | ・管端部と配水管の流入口等とは直接連結されておらず,その間隔は逆流の防止に十分な距離であること。 |  |
| ９ | 給水管等の状態 | ・当該施設以外の配管設備と直接連結されていない。・水を汚染するおそれのある設備の中を貫通していない。 |  |
| 備　考４の項の下欄については,水槽の沈殿物がおおむね年間３センチメートルを超えない程度であること。９の項に係る検査については, 別表第２に掲げる基準を満たしていない場合であって,原因が不明なときに必要に応じて行うこと。 |

別記第５号参考様式－３（第５の２関係　検査項目及び判定基準）

簡易専用水道の管理状況

別表第２　給水栓における水質の検査

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 検査事項 | 判定基準 | 管理状況 |
| １ | 臭気 | 異常な臭気が認められないこと。 |  |
| ２ | 味 | 異常な味が認められないこと。 |  |
| ３ | 色 | 異常な色が認められないこと。 |  |
| ４ | 色度 | ５度以下であること。 |  |
| ５ | 濁度 | ２度以下であること。 |  |
| ６ | 残留塩素 | 検出されること。 |  |
| 備　考◎１から６の項に係る検査においては,あらかじめ給水管内に停滞していた水が新しい水に入れ替わるまで放流してから採水すること。◎１，２，４，５の項に係る検査については,水質基準に関する省令（平成１５年厚生労働省令第101号）の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成１５年厚生　労働省告示第261号）の例によること。なお,異常を認めた場合には,必要に応じて他の給水栓の水,水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。◎３の項に係る検査については,無色透明のガラス製容器（約200ミリリットル入り）に採水し,気泡等が上昇消滅した後,肉眼で黒色紙,白色紙等を背景として透視し,沈積物及び浮遊物質の有無を含めて検査すること。なお,異常を認めた場合には,必要に応じて他の給水栓の水,水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。◎６の項に係る検査については,水道水の長期間の滞留,水槽又は管の汚れ,汚水の混入による汚染等により残留塩素が消費されることに着目したものであり,検出されない場合にはその原因の究明に努めるとともに,必要に応じて他の給水栓の水,水槽の水及び当該簡易専用水道に給水される直前の水道水についても検査すること。 |

別表第３　書類の整理等に関する検査

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 検査事項 | 判定基準 | 管理状況 |
| １ | 書類の整理及び保存の状況 | ・簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面,受水槽の周辺の構造物の配置を明らかにした平面図及び水槽の清掃の記録その他の帳簿書類の適切な整理及び保存がなされていること。 |  |
| 備考水槽の清掃の記録その他の帳簿書類とは,水槽の清掃の記録,水槽の点検の記録及び給水栓における水質検査の記録等の簡易専用水道の管理についての記録をいう。 |